

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

証明日を記載
（使用最終日以降の日）

令和 6 年 10 月 28 日

ハイヤー契約の場合
証明書はこの 1 枚のみ。
（燃料、運転手分不要）

押印不要
氏名印字でも可

令和 6 年 10 月 27 日執行
箱根町長選挙

候補者氏名 箱 根 太 郎

（※戸籍名で記載する）

契約書の内容を記載

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分（該当する方の番号に○をすること。）	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	箱根町仙石原〇〇番地 （株）××タクシー 代表取締役 神奈川次郎			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
小型乗用自動車 湘南〇〇 あ 〇〇-〇〇	令和 6 年 10 月 22 日	60,000 円		
”	令和 6 年 10 月 23 日	60,000 円		
”	令和 6 年 10 月 24 日	60,000 円		
”	令和 6 年 10 月 25 日	60,000 円		
”	令和 6 年 10 月 26 日	60,000 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。
- 運送事業者等が箱根町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者が供託物を没収される場合には、運送事業者等は、箱根町に支払を請求することができない。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までである。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られているので、その指定をした一の契約のみについて記載すること。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られているため、その指定をした 1 台のみについて記載すること。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、箱根町に支払を請求することができない。

第 10 号様式（その 1）（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

証明日を記載
（使用最終日以降の日）

令和 6 年 10 月 28 日

個別契約の場合

押印不要
氏名印字でも可

令和 6 年 10 月 27 日執行
箱根町長選挙

候補者氏名 箱 根 太 郎

（※戸籍名で記載する）

契約書の内容を記載

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分（該当する方の番号に○をすること。）	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	小田原市■■■■番地 (株) △△レンタル 代表取締役 小田原三郎			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日		運送等金額	備考
小型乗用自動車 湘南〇〇 あ 〇〇-〇〇	令和 6 年 10 月 22 日		14,000 円	
”	令和 6 年 10 月 23 日		14,000 円	
”	令和 6 年 10 月 24 日		14,000 円	
”	令和 6 年 10 月 25 日		14,000 円	
”	令和 6 年 10 月 26 日		14,000 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。
- 運送事業者等が箱根町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者が供託物を没収される場合には、運送事業者等は、箱根町に支払を請求することができない。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までである。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られているので、その指定をした一の契約のみについて記載すること。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られているため、その指定をした 1 台のみについて記載すること。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、箱根町に支払を請求することができない。